平成２８年（フ）第５４９６号
大阪市西区本田４丁目９番23―305号
債務者　吉田　道夫
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５７号
愛知県みよし市莇生町原28番地２　カーサなるき203号
債務者　長嶋　優太
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５８号
愛知県みよし市莇生町原28番地２　カーサなるき203号
債務者　長嶋　梨愛
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
大分県中津市大字中原617番地１　ドリーム203
債務者　村井　翔平
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月２日午後２時10分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２９１号
北海道旭川市神楽７条11丁目６番６号　コットンハウス21　102号室
債務者　高橋　沙織
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４６号
栃木県塩谷郡高根沢町大字上高根沢4807番地３
債務者　太田　幸成
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５４９号
栃木県宇都宮市簗瀬４丁目25番21号　ＫＦマンション500号
債務者　丹藤　長吉（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５５８号
栃木県塩谷郡塩谷町大字風見462番地３
債務者　神長　智子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６５号
栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2823番地19　コーポルミエール202、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1046番地１　サンシティ北原Ａ　105号
債務者　仙田　里美（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９０号
愛知県豊川市赤坂台367番地
債務者　天野　啓子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４８７号
岡山市南区下中野39番地メゾン欅Ｂ101、旧住所岡山市北区津島西坂２丁目４番17号ベルハイム津島３号館101号
債務者　坂元　　光
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９２号
岡山市北区谷万成１丁目１番14号
債務者　赤田　正忠
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１３０号
大阪市住之江区新北島３丁目８番50号３Ｆ
債務者　石川　則潔
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２７６号
大阪府茨木市南耳原１丁目５番29号の９
債務者　中野智佳子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２９０号
大阪市平野区瓜破東２丁目３番２―706号
債務者　佐久間勝章
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部